

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年5月13日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 米国の関税措置を受けた対応について

- 金融庁では、米国の関税措置に伴う影響を把握するため、2025年4月、財務局等を通じて、民間金融機関に対する調査を実施した。
- 本調査の結果、足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声などが一定程度寄せられていることや、多くの金融機関が相談窓口の設置や特別融資枠の取扱いといった取組を開始していることを確認した。
- こうした中、2025年4月22日に、加藤財務大臣兼金融担当大臣から「米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について」とする談話を発出し、
 - ・ 相談窓口の設置・運営等も通じた状況把握や、一層のきめ細かい資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請するとともに、
 - ・ 金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化や、
 - ・ 金融庁内における専用の相談ダイヤルの早急な開設を実施することとした。
- このうち、「金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化」については、各金融機関においては、2025年4月分より、従前の「半期報告」から「月次報告」へと報告頻度を変更する。
- また、2025年4月25日には、政府の「米国の関税措置に関する総合対策本部」において、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」が策定・公表されており、本パッケージにも、一連の資金繰り支援強化に係る対応を盛り込んでいる。
- 各金融機関には、本パッケージや大臣談話について、現場の第一線の職員等までの周知を徹底するとともに、顧客企業に対して適切に情報提供していただきたい。

- 現在、第2回となる調査についても財務局等を通じて実施している。引き続き、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、官民を挙げて対応していく必要があり、各金融機関には御負担をお願いすることとなるが、今後とも御協力をお願いしたい。

2. いわゆる「ボイスフィッシング」による不正送金事犯に係る注意喚起について

- 警察庁の公表によると、2024年におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,369件、被害総額は約86億9000万円となっており、引き続き高水準で推移している。
- さらに、(一部報道でも取り上げられているが)警察庁によれば、インターネットバンキングに係る不正送金事犯に関し、2024年秋頃から、犯罪グループが銀行関係者を騙り、企業に架電してメールアドレスを聞き出し、フィッシングメールを送付する、いわゆる「ボイスフィッシング」という手口による法人口座の不正送金被害が発生、急増しているとのことである。
- この点、2025年4月、警察庁・金融庁・全国銀行協会等の関係機関が協力し、警察庁のウェブサイト、SNSを通じ、金融機関及びその法人顧客に向け、ボイスフィッシングの手口や対策に関する注意喚起を実施している。
- 各金融機関においても、今一度、昨今のボイスフィッシングによる不正送金の被害状況を踏まえ、(法人)顧客に対し、注意喚起を徹底されたい。なお、その際、必要に応じ、広報啓発資料も活用いただきたい。

※ 広報啓発資料(2025年6月10日公表「電話を利用する「ボイスフィッシング」被害が多発しています。)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250610-3/01.pdf>

3. 海外ファンドビジネスについて

- 現在、金融庁では、主要行が米国を中心に海外でファンドビジネスを拡大していることを踏まえ、各銀行の国内、海外フロント部署、審査部署、リスク管理部署及び内部監査部署が全体として有効に機能しているかについて、米国現地調査を含めてモニタリングしている。
- その結果、各銀行ともポートフォリオ管理に必要なデータ整備が途上で、

地域別/スポンサー別のエクスポージャー管理に課題が認められた。また、一部の銀行ではファンドが保有する資産の評価に当たって外部指標を活用した分析が不足している等、NAV ファイナンスにおける投資先の時価の不透明性に応じたリスク管理にも課題が認められた。

- 米国の関税政策を始めとする今後の政策次第では、ファンドの投資先に強いストレスが生じ、ファンド市場全体に悪影響が及ぶ可能性がある懸念があることから、各銀行においては、ファンドビジネスに関するリスク管理の実効性を高めていただきたい。

4. パスワード付きファイルの電子メールによる送付について

- パスワード付き ZIP ファイル（注）を電子メールに添付して送信する慣行が依然として金融業界に残っている。ZIP ファイルであっても、ZIP 化されていないものであっても、電子メールに添付するファイルにパスワードをかけると、電子メール受信者側でセキュリティスキャンをかけられなくなること等により、電子メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまい、実際にマルウェアの被害等が発生している。
- したがって、パスワード付きファイルの送付は基本的には行うべきではなく、電子メールの通信経路自体を暗号化することが基本である。通信経路を暗号化できない場合は、安全性の高いオンラインストレージを活用してファイルの安全性を確保する等、ほかの手段を用いていただきたい。

（注）パスワード付きファイルについて

ファイルを相手方に送る際にパスワード付きファイルを作成し（自動的にそうなる場合も含む）、当該ファイルをメールで送付する方法は、受信者側において、メール受信時のウイルスチェックでファイル内のマルウェアを検知できず、メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまうため、望ましくない。実際に、過去には、このような特性が悪用されてマルウェア（Emotet）が流行した（参考：JPCERT/CC「マルウェア Emotet の感染再拡大に関する注意喚起」<https://www.jpCERT.or.jp/at/2022/at220006.html>）。

また、パスワード付きファイルとパスワードが（別送であっても）同一通信経路で送信される場合は、盗聴リスクがある。

これらを踏まえ、用途に応じた代替選択肢とその代替選択肢に対するセキュリティ対策（メール通信経路暗号化等）の検討が必要である。

- 金融庁としては、検査・モニタリング等を通じ、こうした慣行の払拭を促

していく予定である。サイバーセキュリティに関する基本的な対策の一部として徹底する必要がある。

5. 不正アクセス事案について

- 直近、インターネットを利用した証券口座における不正アクセスの事案が発生しているが、これを教訓として、顧客が不正アクセス被害を防ぐための対策を強化すべきである。また、セキュリティ対策はいわば攻撃者との競争であるため、多要素認証を必須化すれば済むものではない。顧客のログイン活動等のリアルタイムモニタリングを行い、ログインが連続して失敗した場合のロック、不審な IP アドレスからのログイン試行の顧客への通知等も併せて考えるなど、攻撃手法の変化に併せてこうした対策を常時見直す必要がある。
- くわえて、フィッシングを防ぐには、金融機関自ら電子メールにリンク先を貼付しないよう徹底するほか、顧客に対して電子メールに貼付されたリンク先には絶対にアクセスしないよう広報活動を強化する必要がある。あわせて、強固なパスワードを使用することやパスワードの使い回しをやめることを伝達すること等により、セキュリティ強化について顧客への広報活動を強化する必要がある。
- サイバー攻撃はいつ発生してもおかしくない中、攻撃されてから対策しては遅い。今後も、サイバーセキュリティについては検査・モニタリングで検証予定であるが、不備事例については、検査で指摘されるまでもなく、ガバナンス、内部統制を改善及び強化する必要がある。

6. 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」について

- 2025 年 4 月、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」が策定された。新たな項目として、預金取扱金融機関間における不正利用口座に係る情報共有や、架空名義口座を利用した新たな捜査手法や関係法令の改正、インターネットバンキングに係る対策強化が盛り込まれている。
- 2024 年の詐欺被害額は 2023 年の 2 倍近くに増加しており、その対策が急務となっている。このような状況も踏まえ、今後、利用限度額引上げ時の確認を始めとするインターネットバンキングに係る対策強化等、対応をお願いする予定である。

- くわえて、全国銀行協会において進められている不正利用口座情報を共有する枠組みの構築についても、官民一体で進めていきたい。

7. オンラインカジノに係る賭博事犯防止について

- オンラインカジノについては、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であるが、警察庁の委託調査によると、オンラインカジノで利用されている入金方法として、「クレジットカード」(55.4%)のほか、「電子決済サービス・決済代行業者」(29.8%)や「銀行振込(銀行送金)」(27.4%)も利用されている。また、同調査によると、4割強の人がオンラインカジノの違法性を認識していなかったとされている。
- こうした状況を踏まえ、預金取扱金融機関・資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者に対し、以下の内容について要請を発出する予定である。
 - ・ 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること
 - ・ オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること
 - ・ 利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること
- 各金融機関においては、上記要請も踏まえ、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生防止に適切に取り組んでいただきたい。

(以 上)